

補助金調書

補助金名	高齢者世帯住替え助成金				担当課 (連絡先)	住宅都市みどり局住宅部住宅計画課 (TEL092-711-4279)
交 付 先	☐ 個人	60歳以上のひとり暮らし世帯等			区分	その他の補助金
交付先決定方法	☐ 公募	(公募の場合) 公募時期		令和7年4月1日～令和8年2月28日		
(公募の場合) 応募要件	〈対象となる世帯〉 ①福岡市内に住む60歳以上のひとり暮らしか、60歳以上の者と配偶者の世帯、または60歳以上の親族等で構成される世帯 ②福岡市内の民間賃貸住宅等から民間賃貸住宅に転居を行うこと ③転居前の住宅の家賃に直近6か月間の未払いがないこと ④世帯の政令月収が158,000円以下であること ⑤本市の市税に係る徴収金(市税及び滞納金等)に滞納がないこと ⑥生活保護等を受給していないこと ⑦生活困窮者住居確保給付金による転居費用を受給していないこと ⑧暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと ⑨原則、過去にこの助成金を受けていないこと ※そのほか、住替え後の住宅について世帯人数に応じた家賃・面積等の要件あり					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	平成29	年度	経過年数	9	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	住宅の老朽化等により居住環境が悪い民間賃貸住宅に居住している、又は建替え等により住替えが必要な高齢者世帯に対して、民間賃貸住宅への住替えに係る初期費用の一部を助成することにより、空き家の有効活用を図りながら、高齢者世帯の良好な住宅への住替えを支援し、居住環境の改善を図ることとする。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	高齢化の進展や住宅の老朽化などに伴い、高齢者の住み替えニーズは高まっているが、住替え時の費用負担に困っている高齢者も存在する。高齢者が安心して快適に暮らすために、良好な住宅への住み替えを支援し、居住環境の改善を図る必要があることから、当該事業を継続して実施する必要があるため。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 助成対象となる経費の合計額(消費税を含む)の1/2(上限額10万円) ※家主等から立退き料が支払われている場合には、助成対象経費から立退き料を差し引いた額の1/2で計算する ※計算した額に100円未満の端数が生じた場合には、切り捨てる ※住替えにより子育て世帯と同居・近居する場合、上限額を5万円引上げる				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	5 件	14 件	14 件		
	2,500 千円	414 千円	1,051 千円	981 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要						
補助金交付 による効果	居住環境が悪い民間賃貸住宅に居住している、または建替えなどにより住替えが必要な高齢者世帯の初期費用や引越し費用を助成することにより、良好な住宅への住み替えを支援し、居住環境の改善を図ることができる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。